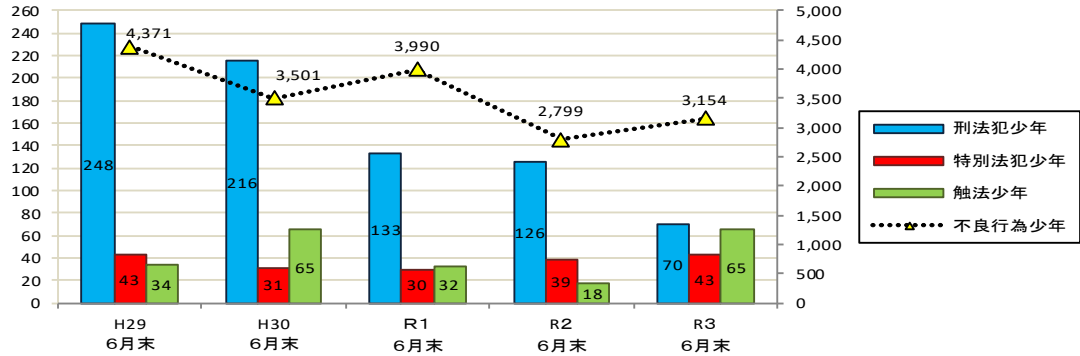


少年非行の概況について (令和3年6月末 暫定値)

1 少年非行の概況

(1) 少年非行の情勢



	H29 6月末	H30 6月末	R1 6月末	R2 6月末	R3 6月末	増減数	
						増減数	増減率
刑法犯少年	248	216	133	126	70	-56	-44.4%
特別法犯少年	43	31	30	39	43	4	10.3%
触法少年	34	65	32	18	65	47	261.1%
不良行為少年	4,371	3,501	3,990	2,799	3,154	355	12.7%

- ・刑法犯少年…犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者のうち、刑法犯で検挙された少年
- ・特別法犯少年…犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者のうち、特別法犯で検挙された少年
- ・触法少年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ・不良行為少年…深夜はいかい、喫煙、飲酒、粗暴行為等で補導された少年

前年と比較して、刑法犯少年は減少しましたが、特別法犯少年、触法少年及び不良行為少年は増加しました。

(2) 刑法犯少年

ア 刑法犯総検挙人員に占める刑法犯少年の割合（構成比）

	H29 6月末	H30 6月末	R1 6月末	R2 6月末	R3 6月末	増減数	
						増減数	増減率
総検挙人員	2,467	2,088	1,728	1,600	1,496	-104	-6.5%
成人	2,219	1,872	1,595	1,474	1,426	-48	-3.3%
刑法犯少年	248	216	133	126	70	-56	-44.4%
構成比	10.1%	10.3%	7.7%	7.9%	4.7%	-3.2P	
成人人口	2,401,376	2,396,035	2,390,282	2,390,775	2,386,731	-4,044	-0.2%
人口比	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	±0P	
少年人口	168,631	165,797	162,039	161,005	157,520	-3,485	-2.2%
人口比	1.5	1.3	0.8	0.8	0.4	-0.4P	

注1：表中の少年人口は、茨城県政策企画部統計課の推計人口（14～19歳）（各年共には1月1日時点のもの）

注2：人口比は、同年齢層人口1,000人当たりにおける検挙人員の割合。

前年と比較して、刑法犯少年は56人（44.4%）減少し、総検挙人員に占める少年の割合は4.7%で3.2P低下しました。

イ 罪種別検挙状況

	H29 6月末	H30 6月末	R1 6月末	R2 6月末	R3 6月末	増減数	
						増減数	増減率
刑法犯少年	248	216	133	126	70	-56	-44.4%
凶悪犯	7	2	8	7	7	±0	-
粗暴犯	42	41	21	27	21	-6	-22.2%
窃盗犯	120	121	74	77	27	-50	-64.9%
知能犯	16	14	3	1	3	2	200.0%
風俗犯	6	1	6	3	3	±0	-
その他	57	37	21	11	9	-2	-18.2%

- ・凶悪犯…殺人、強盗、強制性交等、放火等
- ・窃盗犯…万引き、自転車盗、侵入窃盗等
- ・風俗犯…公然わいせつ、賭博等
- ・粗暴犯…傷害、暴行、恐喝、脅迫等
- ・知能犯…ニセ電話詐欺、横領等
- ・その他…占有離脱物横領、公務執行妨害等

前年と比較して、窃盗犯は50人（64.9%）、粗暴犯は6人（22.2%）、その他の刑法犯が2人（18.2%）減少しましたが、知能犯は2人（200.0%）増加しました。

ウ 学職別検挙状況

学職別検挙状況【令和3年6月末 暫定値】

中学生 11人 (15.7%)	高校生 24人 (34.3%)	有職少年 21人 (30.0%)	無職少年 12人 (17.1%)
その他の学生 2人 (2.9%)			
総数 70人			

学職別では、高校生が24人と最も多く、全体の34.3%を占め、高校生と中学生で全体の5割を占めました。

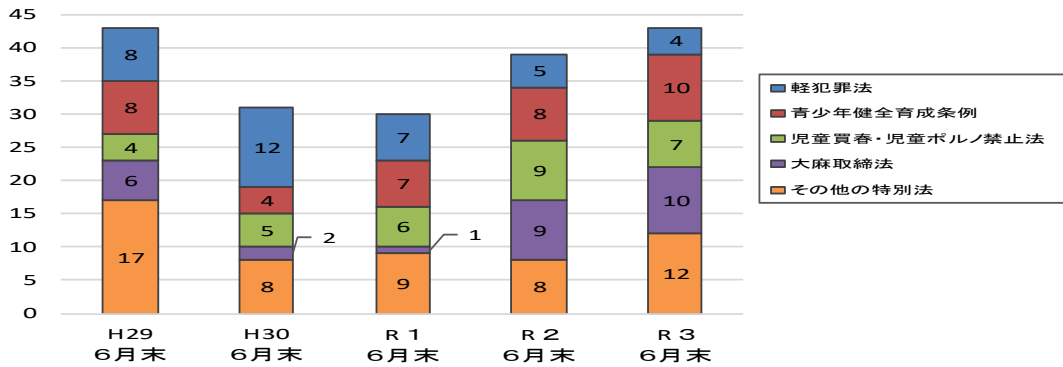
エ 再犯者率

	H29 6月末	H30 6月末	R1 6月末	R2 6月末	R3 6月末	増減数	
						増減数	増減率
刑法犯少年	248	216	133	126	70	-56	-44.4%
再犯者	98	65	39	30	24	-6	-20.0%
再犯者率	39.5%	30.1%	29.3%	23.8%	34.3%	+10.5P	

前年と比較して、再犯者率は上昇はしましたが、再犯者数は6人（20.0%）減少し、平成29年6月末の約4分の1となりました。

(3) 特別法犯少年

ア 法令別検挙状況



	H29 6月末	H30 6月末	R1 6月末	R2 6月末	R3 6月末	増減数	
						増減数	増減率
特別法犯少年	43	31	30	39	43	4	10.3%
軽犯罪法	8	12	7	5	4	-1	-20.0%
青少年健全育成条例	8	4	7	8	10	2	25.0%
児童買春・児童ポルノ禁止法	4	5	6	9	7	-2	-22.2%
大麻取締法	6	2	1	9	10	1	11.1%
その他	17	8	9	8	12	4	50.0%

※その他（令和3年6月末）…迷惑防止条例3人、銃刀法3人、麻薬取締法2人、麻薬等特例法2人
未成年者飲酒禁止法1人、犯罪収益移転防止法1人

前年と比較して、青少年健全育成条例は2人（25.0%）、大麻取締法は1人（11.1%）
その他特別法犯は4人（50.0%）増加し、軽犯罪法は1人（20.0%）、児童買春・児童
ポルノ禁止法は2人（22.2%）減少しました。

イ 薬物事犯

	H29 6月末	H30 6月末	R1 6月末	R2 6月末	R3 6月末	増減数	
						増減数	増減率
薬物事犯	12	3	5	9	14	5	55.6%
覚醒剤取締法	6	1	3	0	0	±0	-
大麻取締法	6	2	1	9	10	1	11.1%
その他	0	0	1	0	4	4	-

※その他（令和3年6月末）…麻薬取締法2人、麻薬等特例法2人

大麻取締法等の薬物事犯で検挙された少年は14人で、前年と比較して、5人（55.6%）
増加しました。

(4) 触法少年

		H29 6月末	H30 6月末	令和元年 6月末	令和2年 6月末	令和3年 6月末	増減数	増減率
触法少年		34	65	32	18	65	47	261.1%
刑 法 犯	窃盗犯	24	46	23	12	34	22	183.3%
	粗暴犯	6	16	4	1	19	18	1800.0%
	その他等	4	1	4	3	8	5	166.7%
特別法犯		0	2	1	2	4	2	100.0%

※ その他等…凶悪犯、知能犯、風俗犯、刑法犯少年その他(器物損壊等)

触法少年の補導件数は65人で、前年と比較して、47人(261.1%)増加しました。

(5) 不良行為少年

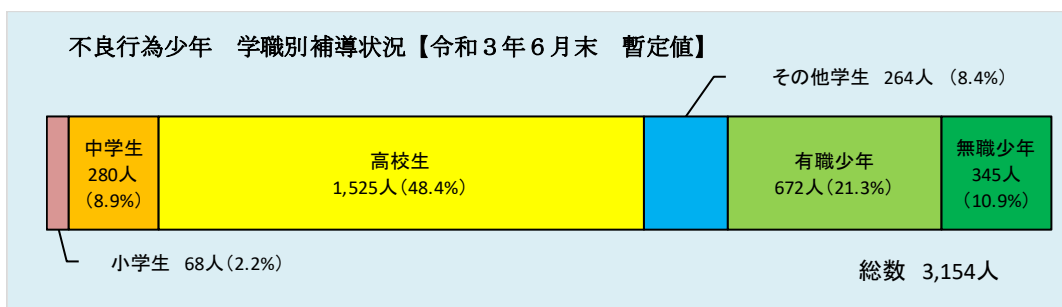
ア 補導人員の行為種別推移

		H29 6月末	H30 6月末	令和元年 6月末	令和2年 6月末	令和3年 6月末	増減数	増減率
不良行為少年		4,371	3,501	3,990	2,799	3,154	355	12.7%
飲酒		109	91	98	128	120	-8	-6.3%
喫煙		833	645	619	808	870	62	7.7%
粗暴行為		88	100	130	221	419	198	89.6%
深夜はいかい		2,996	2,332	2,856	1,434	1,381	-53	-3.7%
その他		345	333	287	208	364	156	75.0%

※ その他…不健全娯楽、暴走行為、家出等の不良行為

前年と比較して、不良行為少年総数は355人(12.7%)増加しました。
行為種別では深夜はいかいが1,381人と最も多く、次いで、喫煙が870人で、深夜はいかいと喫煙の2行為で全体の71%を占めました。

イ 学職別補導状況



学職別では、高校生が1,525人と最も多く、全体の48.4%を占め、次いで、有職少年が672人と全体の21.3%を占めました。

2 福祉犯（少年の福祉を害する犯罪）

(1) 検挙件数・検挙人員・被害少年

	H29 6月末	H30 6月末	R1 6月末	R2 6月末	R3 6月末	増減数	増減率
	検挙件数	73	77	77	76	61	-15
検挙人員	56	52	61	62	58	-4	-6.5%
被害少年	63	67	59	49	55	6	12.2%

前年と比較して、検挙件数は15件（19.7%）、検挙人員は4人（6.5%）減少し、被害少年は6人（12.2%）増加しました。

(2) 法令別福祉犯検挙件数・検挙人員・被害少年

		H29 6月末	H30 6月末	R1 6月末	R2 6月末	R3 6月末	増減数	増減率
		児童買春・児童ポルノ禁止法	検挙件数	32	30	36	35	24
	検挙人員	17	21	27	23	21	-2	-8.7%
	被害少年	16	16	20	15	17	2	13.3%
青少年健全育成条例	検挙件数	23	25	27	29	28	-1	-3.4%
	検挙人員	22	19	19	30	27	-3	-10.0%
	被害少年	29	25	20	21	27	6	28.6%
未成年者喫煙禁止法	検挙件数	6	3	10	5	5	0	0.0%
	検挙人員	6	3	11	5	5	0	0.0%
	被害少年	5	3	10	5	5	0	0.0%
その他	検挙件数	12	19	4	7	4	-3	-42.9%
	検挙人員	11	9	4	4	5	1	25.0%
	被害少年	13	23	9	8	6	-2	-25.0%

法令別では、青少年健全育成条例の検挙件数が28件（45.9%）と最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法の検挙件数が24件（39.3%）でした。

(3) SNSに起因する事犯の被害状況

		H29 6月末	H30 6月末	R1 6月末	R2 6月末	R3 6月末	増減数	増減率
		SNSに起因	9	19	21	11	13	2
児童福祉法		0	1	0	0	0	±0	-
青少年健全育成条例		1	6	6	2	8	6	300.0%
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春	2	2	2	3	1	-2	-66.7%
	児童ポルノ	5	8	12	3	4	1	33.3%
	小計	7	10	14	6	5	-1	-16.7%
重要犯罪等		1	2	1	3	0	-3	-100.0%

・SNSとは、LINE、Twitter、Facebook等の出会い系サイト以外のウェブサイト及びアプリをいう。

・重要犯罪等とは、重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ）と逮捕監禁をいう。

SNSに起因する事犯の被害少年は13人で、前年と比較して、2人（18.2%）増加しました。